原議保存期間10年 (平成33年12月31日まで)

警察庁丙規発第28号平成23年11月10日 警察庁交通局長

各地方機関の長 各都道府県警察の長 (参考送付先)

庁 内 各 局 部 課 長 各 付 属 機 関 の 長

より合理的な交通規制の推進について

交通規制の点検・見直しについては、これまで、「より合理的な交通規制の推進について」(平成21年10月29日付け警察庁丙規発第24号、丙交企発第144号、丙交指発第38号)により、計画的かつ集中的に実施してきたところであるが、平成24年度においては、同通達の趣旨を踏まえつつ、下記により取り組むこととしたので、より合理的な交通規制の推進に努められたい。

記

1 基本的な考え方

これまで、最高速度規制、駐車規制及び信号制御については、交通規制の 合理性を点検し、

自動車の実勢速度等を踏まえた最高速度規制の引上げ 必要やむを得ない短時間駐車の需要等に配意した駐車規制の緩和 歩行者の横断実態等を踏まえた信号表示の調整

などを行うことにより、道路交通環境の改善に努めてきたところである。

これらの取組は、一定の成果を上げているとは認められるものの、依然として現場の交通実態に適合していない交通規制、違反が常態化している交通規制、必要性が十分には認められない交通規制があるとの批判も見られるところである。

そこで、平成24年度においては、特に重点的に点検・見直しの対象とする 交通規制を特定し、実効ある交通規制の見直しに努めることとする。

- 2 点検・見直しの対象と実施要領
- (1) 最高速度規制

ア対象

片側2車線以上の道路における50km/h以下の最高速度規制

イ 実施要領

(ア) 交通事故の多発により法定速度から50km/h規制としたことにより交通事故が減少している道路、危険認知速度50km/h~60km/hでの交通事

故が多発している道路、50km/h規制が遵守され実勢速度が50km/h以下である道路等現行規制速度の維持が必要と認められる場合を除き、法定速度への引上げを検討すること。

ウ 留意事項

- (ア) 道路標識撤去等に要する予算上の制約、地域住民等関係者との調整 に要する時間的制約等を理由に、見直しの対象から除外することのな いようにすること。
- (イ) 規制の見直しに当たっては、安全を確保するための道路改良の要否 等について道路管理者と緊密に連携して判断すること。

(2) 駐車規制

ア 対象

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備(以下「パーキング・メーター等」という。)のうち、一日の平均利用台数が、

- (ア) パーキング・メーター等の設置のない車線当たりの日交通量が1万台あるにもかかわらず、3台に満たないもの
- (イ) 日交通量、道路構造にかかわらず、2台に満たないもの

イ 実施要領

パーキング・メーター等設置路線及び周辺幹線道路における違法駐車 取締り強化、パーキング・メーター等の利用に係る積極的な広報等によ り利用率の向上が見込まれる場合を除き、原則としてパーキング・メー ター等を撤去すること。ただし、貨物車用、高齢運転者等用、二輪車用 など特別の需要に応じるため設置されたものについては、この限りでは ない。

ウ 留意事項

- (ア) イによる撤去後は、自転車レーンの整備、歩道の拡幅等既存の道路 空間を有効に活用した対策を検討すること。
- (イ) (ア) の対策の検討に当たっては、道路管理者、地域住民等関係者と 緊密に連携すること。
- (3) 押ボタン式信号における信号制御

ア対象

片側1車線の道路又は中央線の設置されていない道路に設置されている押ボタン式信号のうち、押ボタンを押してから車両側の信号が黄色となるまでの時間が、次に示す秒数を超える信号

(ア) 黄色点滅待機の押ボタン式信号(押ボタンを押すと車両側の信号が 黄色点滅から青色を経て黄色となるものをいう。)については5秒と する。 (イ) 青色待機の押ボタン式信号については2秒とする。

イ 実施要領

- (ア) 車両側の信号が黄色となるまでの時間を、ア(ア) については5秒以下、ア(イ) については2秒以下となる見直しを行うこととし、信号設定定数の変更、連動制御の解除(単独運用化) 黄色点滅待機から青色待機への変更等を実施すること。
- (イ) 歩行者等の交通実態を踏まえ、定周期運用、信号機の撤去についても検討すること。

ウ 留意事項

単路における押ボタン式信号において、黄色点滅待機による運用を実施している場合には、これを青色待機の運用へと変更し、歩行者等の待ち時間短縮を図ること。

(4) 狭幅員従道路を有する交差点における信号制御

ア対象

主道路が片側2車線以上で、従道路の幅員6.0メートル以下の交差点のうち、従道路横断待ち時間が1サイクルの20パーセント以上の秒数となっている信号

イ 実施要領

従道路横断待ち時間を1サイクルの20パーセントを超えない秒数にするための見直しを行うこととし、信号設定定数の変更、現示変更(歩車分離化を含む。)等を実施すること。

ウ 留意事項

従道路側の車両交通量に応じて、従道路側の車両に配分される青時間を可能な限り短縮すること。主道路を横断する歩行者のための青時間が必要となる場合には、歩車分離化を検討すること。

3 その他

- (1) 前記2に掲げるもののほか、各都道府県の交通実態に応じた交通規制の 点検・見直しは継続的に実施すること。
- (2) 本通達に基づく点検・見直しに係る実施計画については、平成24年2月 末日までに警察庁交通局交通規制課宛に報告すること。報告要領は別途通 知する。